

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【会社名】	宇部興産株式会社
【英訳名】	Ube Industries,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 泉原 雅人
【本店の所在の場所】	山口県宇部市大字小串1978番地の96
【電話番号】	宇部(0836)31-1117番
【事務連絡者氏名】	経理部 宇部経理グループリーダー 河村 勇作
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	東京(03)5419-6121番
【事務連絡者氏名】	経理部 主計グループリーダー 中野 寿一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第113回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金80円の配当を実施する。

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、監査役及び監査役会に関する規定を削除し、監査等委員及び監査等委員会に関する規定を新設する。併せて取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨の規定を新設する。

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く）として、山本 謙、泉原雅人、小山 誠、藤井正幸、照井恵光及び東 哲郎を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、山元 篤、落合誠一及び庄田 隆を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、照井恵光を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である者を除く）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である者を除く）の報酬の総額を年額7億2千万円以内とする。うち、社外取締役（監査等委員である者を除く）分は年額8千5百万円以内とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役に対する報酬の総額を年額1億5千万円以内とする。

第8号議案 取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬等の額および内容改定の件

ストックオプションとして取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の総額を、第6号議案の支給限度額とは別枠として、年額1億3千万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議の結果
第1号議案	774,810	1,010	244	97.37	可決
第2号議案	773,080	2,741	244	97.15	可決
第3号議案					
山本 謙	712,494	63,323	244	89.54	可決
泉原 雅人	719,510	56,152	399	90.42	可決
小山 誠	761,795	14,022	244	95.74	可決
藤井 正幸	761,620	14,197	244	95.71	可決
照井 恵光	770,605	5,212	244	96.84	可決
東 哲郎	771,190	4,627	244	96.92	可決
第4号議案					
山元 篤	750,527	25,293	244	94.32	可決
落合 誠一	770,412	5,408	244	96.82	可決
庄田 隆	770,913	4,907	244	96.88	可決
第5号議案					
照井 恵光	732,114	43,710	244	92.01	可決
第6号議案	771,944	2,549	1,575	97.01	可決
第7号議案	771,944	2,616	1,575	97.01	可決
第8号議案	757,678	18,144	244	95.22	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第6号議案、第7号議案及び第8号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上